

4月広報事項①

【件名】

4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます（23区内）

【内容】

縦覧とは、納税者の方が、自己の土地・家屋の価格を同一区市町村内の他の土地・家屋の価格と比較し、所有する固定資産の価格が適正であるかどうかを確認できる制度です。

令和3年1月1日現在、23区内の土地・家屋を所有する納税者の方は、土・日・休日を除く4月1日（木）から6月30日（水）までの間、土地・家屋が所在する区にある都税事務所で縦覧帳簿をご覧になれます。

なお、東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。詳しくは、東京都主税局のホームページをご覧いただくか、各都税事務所にお問い合わせの上、必要な書類をお持ちください。

4月から 固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます（23区内）

- ◆ 縦覧期間 令和3年4月1日（木）から6月30日（水）まで（土・日・休日を除く。）
- ◆ 縦覧時間 8時30分から17時まで
- ◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

＜縦覧できる方＞

令和3年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

＜縦覧できる内容＞

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など（縦覧帳簿）

＜必要書類＞

納税者本人であることを証明できるもの。

※ 運転免許証、旅券（パスポート）等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧いただくか、土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問合せください。

（注）納税通知書は6月1日（火）に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。
ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

4月広報事項②

【件名】

固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の送付先変更手続はお済みですか？（23区内）

【内容】

住所の移転等で区役所等への住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先は変更されません。登記手続がお済みでない場合は、「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を資産の所在する区にある都税事務所にご提出いただくか、「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」から、送付先変更の手続を行ってください。

なお、上記手続は23区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。納税通知書の名義人の氏名及び不動産登記簿上の所有者の住所・氏名を変更することはできませんので、ご注意ください。

また、海外へお引越しされる方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、資産の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続につきましては、東京法務局登記電話案内室（03-5318-0261）にお問い合わせください。

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の
納税通知書送付先を変更される方へ～

固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の 送付先変更手続 はお済みですか？



住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、
23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書の送付先は変更されません。
登記手続がお済みでない場合は、以下の送付先変更手続をお願いいたします。

【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を資産の所在する区にある都税事務所にご提出ください。

【インターネットの場合】

「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続ください。

- 上記手続は、23区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。
納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。
<変更できないもの（例）>納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名
- 海外へお引越しされる方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、資産の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続につきましては、東京法務局登記電話案内室（03-5318-0261）にお問い合わせください。

4月広報事項③

【件名】

固定資産税・都市計画税、不動産取得税の納税管理人制度をご存知ですか？

【内容】

納税義務者が都内に住所等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるために納税管理人を定めなければなりません。納税管理人を定めた場合には、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁に納税管理人申告書を提出してください。

～都内に住所等を有しない方へ～

納税管理人制度をご存知ですか？

納税義務者が都内に住所等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるために納税管理人を定めなければなりません。海外への転勤などにより、長期不在となる場合も含まれます。

納税管理人を定めた場合には、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁に納税管理人申告書を提出してください。

詳しくは、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁にお問い合わせください。

なお、東京23区以外に所在する不動産に関する固定資産税・都市計画税については、各市町村にお問い合わせください。



4月広報事項④

【件名】

大法人の電子申告が義務化されました

【内容】

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人都民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。

また東京都では、令和2年10月発送分から対象法人への申告書類送付物を変更しています。

大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人都民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。

その概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人都民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の(1)及び(2)に掲げる内国法人をいいます。

- (1) 事業年度開始の時において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

また東京都では、令和2年10月発送分から電子申告義務化の対象法人への申告書類送付物を変更しています。詳細はホームページをご覧ください。



東京都主税局ホームページ

東京都主税局

検索

●電子申告の利用方法や利用手続について

eLTAX ホームページ

エルタックス

検索

●国税（法人税・消費税等）の電子申告義務化について

e-Tax ホームページ

イータックス

検索

4月広報事項⑤

【件名】

e L T A X電子納税が大変便利です

【内容】

地方税共通納税システムでのe L T A X電子納税が大変便利です。インターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付ができます。また、全国の自治体に一括で納付することが可能です。

詳細はe L T A Xホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納付可能～

○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納付方法です。



税理士の方など代理人による納付手続きができます!!

○全国の自治体に一括電子納付!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納付事務の負担が軽減されます

取扱税目

- 法人事業税・法人都民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



4月広報事項⑥

【件名】

メールマガジンのご案内 ~ 東京都「公売情報」お知らせメール ~

【内容】

東京都では公売情報に関するメールマガジンを発行しています。

公売の実施情報や今後の予定などを、パソコン・スマートフォン等に向けてタイムリーに発信していますので、是非ご登録ください。

登録無料 メールマガジンのご案内 公売情報を
タイムリーに配信しています。

東京都「公売情報」お知らせメール 詳細は主税局HPへ
主税局メルマガ **検索**

(お問合せ先) 徴収部 徵収指導課 徵収指導班 03-5388-3024



4月広報事項⑦

【件名】

23区内の都税事務所の所管区域にご注意ください

【内容】

23区内において、個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税の課税事務は9つの都税事務所で、事業所税の課税事務は4つの都税事務所で行っています。その他の税に関しましては、お近くの都税事務所等にお問い合わせください。

- ① 個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、事業所税に関するお問合せや申告・届出等は、一覧の所管都税事務所までお願いします。
- ② 住所・主たる事務所等が所在する区の都税事務所等の窓口においても、申告書等の受付を行いますが、お問合せは所管都税事務所までお願いします。
- ③ 納税（課税）証明書の発行は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で行います。事務手続上、申告・納付後概ね1~2週間以内に納税証明書を申請される場合は、領収証書の原本（領収印のあるもの）と申告書の控え（受付印のあるもの）の両方をお持ちください。

*固定資産税（償却資産）の申告等については、資産の所在する区にある都税事務所までお願いします。

23区内の都税事務所の所管区域にご注意ください

23区内において、個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税の課税事務は9つの都税事務所で、事業所税の課税事務は4つの都税事務所で行っています。その他の税に関しましては、お近くの都税事務所等にお問い合わせください。

<所管都税事務所一覧>

所管区域		千代田区	文京区	荒川区	北区	足立区	中央区	江東区	江戸川区	台東区	墨田区	葛飾区	港区	品川区	大田区	新宿区	中野区	杉並区	渋谷区	目黒区	世田谷区	豊島区	板橋区	練馬区			
所管都税事務所	個人事業税 法人事業税 特別法人事業税 地方法人特別税 法人都民税	千代田		荒川		中央		江東		台東		墨田		葛飾		港区	品川	大田	新宿	中野	杉並	渋谷	目黒	世田谷	豊島	板橋	練馬
事業所税	事業所税	千代田		中央		港		新宿		渋谷		新宿															

- 個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、事業所税に関するお問合せや申告・届出等は、一覧の所管都税事務所までお願いします。
- 住所・主たる事務所等が所在する区の都税事務所の窓口においても、申告書等の受付を行いますが、お問合せは所管都税事務所までお願いします。
- 納税（課税）証明書の発行は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で行います。事務手続上、申告・納付後概ね1~2週間以内に納税証明書を申請される場合は、領収証書の原本（領収印のあるもの）と申告書の控え（受付印のあるもの）の両方をお持ちください。

*固定資産税（償却資産）の申告等については、資産の所在する区にある都税事務所までお願いします。

4月広報事項⑧

【件名】

都税がスマートフォン決済アプリで納付できます

【内容】

都税がスマートフォン決済アプリで納付できます。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納付できます。詳細は、主税局ホームページをご確認ください。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16

都税がスマホ決済アプリで納付できます

都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになり、

都税の納付がさらに便利になりました。

- ！ いつでもどこでもスマホで簡単に納付ができます。
- ！ 納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- ！ 手数料はかかりません。



納付方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、
納付書のバーコードを読み取ることにより納付することができます。

納付できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、
固定資産税（土地・家屋）・都市計画税、
固定資産税（償却資産）
の定期課税分及び隨時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの
納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

利用できるアプリ

(令和3年4月1日時点)



注意事項

- 領収証書は発行されません。※
領収証書が必要な方は、都税事務所・
金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。
- 納付手続完了後に、**納付を取り消すことはできません。**
- 事前にアプリ内でお支払いに必要な金額をチャージする必要があります。
- バーコードのない納付書や汚損により
バーコードが読み取れない納付書は
お使いいただけません。
- 主税局HPで詳細をご確認の上、
ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。
車検用の納税証明書が必要の方は、納付の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局HPの「AIチャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局



4月広報事項⑨

【件名】

生産性向上特別措置法に係る先端設備等の課税標準の特例措置の拡充・延長について

【内容】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充・延長します。

生産性向上特別措置法に係る先端設備等の課税標準の特例措置の拡充・延長について

■各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、事業用家屋・構築物が新たに対象となります。

対象の固定資産	要 件
事業用家屋	○取得価額が120万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること
構築物	○取得価額が120万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○販売開始日が14年以内であること ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているものであること

■令和2年4月30日から令和3年3月31日（※）までに取得した資産が特例対象となります。

※ 生産性向上特別措置法の改正を前提として、現行の特例措置対象も含め2年延長する見込みです。

お問合せ先

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

主税局 コロナ

検索

事業用家屋について…資産が所在する区にある都税事務所の固定資産税班
償却資産について……資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班



4月広報事項⑩

【件名】

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更します

【内容】

法人二税・事業所税の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）について、令和3年10月以降送付分から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめます。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更します

令和3年10月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめます。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

時期

令和3年10月送付分から

対象者

電子申告利用事業者

（東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者）

変更点

申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。

（法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。）

令和3年9月まで

- ・申告書
- ・別表等

- ・納付書
(税率表等)※

※ 法人二税のみ

令和3年10月から

- ・申告書
- ・別表等

- ・納付書
(税率表等)※

※ 法人二税のみ

●申告書、別表は東京都主税局ホームページ (<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>)
からダウンロードできます。

●電子申告利用の手続については、eLTAXホームページ (<https://www.eltax.ita.go.jp/>) をご覧ください。



【お問い合わせ先】

（法人二税）所管都税事務所の法人事業税担当班
（事業所税）所管都税事務所の事業所税担当班

4月広報事項⑪

【件名】

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、来所不要な手続をご利用ください。

【内容】

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。

郵送や電子申告によるお手続、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、

来所不要な手続をご利用ください。

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。

郵送や電子申告によるお手続、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。



◆ 来所不要な手続 例えば ...

申 告

- ✓ eLTAX
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

証明申請

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター 宛

納 付

- ✓ スマホ決済アプリ
- ✓ ネットバンキング
(・モバイルバンキング)
- ✓ クレジット納付
- ✓ eLTAX
- ✓ 口座振替

申請・届出

- ✓ eLTAX
- ✓ 東京共同電子申請
届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

◆ 来所される場合は ...

- ▼ マスクの着用や手洗い・手指消毒等、感染防止対策をお願いします。
- ▼ 発熱や風邪症状がみられる場合、来所はお控えください。

窓口の待ち人数をスマートフォン等で確認できるようになりました。

混雑を避けるため、事前にチェックを！！

※ 各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、主税局ホームページをご覧ください。

[主税局 ホームページ](#)

検索

4月広報事項⑫

【件名】

4月から固定資産税・都市計画税の現所有者申告制度が始まりました（23区内）

【内容】

4月から、現所有者申告制度が始まりました。この制度は、土地・家屋の所有者が亡くなられた場合、相続人など新たな所有者（現所有者）となった方から、3か月以内に、ご自身が現所有者であることを申告していただく制度です。

また、土地・家屋の所有者が亡くなられた場合は、早めの相続登記をご検討ください。

4月から

固定資産税・都市計画税の 現所有者申告制度 が始まりました (23区内)

【現所有者申告制度とは？】

土地・家屋の所有者が亡くなられた場合、相続人など新たな所有者（現所有者）となった方から、ご自身が現所有者であることを申告していただく制度です。

不動産登記簿のご名義が変更されるまでは、申告に基づき、現所有者の方に固定資産税・都市計画税を課税します。



【どんな申告が必要？】

● 申告の方法は？

現所有者となった方は、申告書と必要な添付書類を、土地・家屋が所在する区の都税事務所へご提出ください。

必要な添付書類とは、戸籍謄本や遺言書など、

①登記名義人の方が亡くなれたことが分かる書類

②申告される方が現所有者であることが分かる書類

です。

● 申告の期限は？

現所有者であることを知ってから3か月以内に申告してください。

【相続登記をご検討ください】

土地・家屋の所有者が亡くなられた場合は、早めの相続登記をご検討ください。

登記の手續については、所管の法務局出張所（登記所）へお問い合わせください。

なお、不動産登記簿の名義変更がお済みの場合、現所有者申告は不要です。

現所有者申告制度について、詳しくは、東京都主税局HPをご覧いただくか、土地・家屋が所在する区の都税事務所へお問い合わせください。

4月広報事項⑬

【件名】

自動車税種別割に係る課税免除の期間が延長されました（ZEV導入促進税制）

【内容】

環境負荷の小さい次世代自動車の取得を税制面から支援するため、電気自動車等を取得した場合に初回新規登録を受けた年度及び翌年度から5年度分の自動車税種別割を免除する措置を、5年間延長します。対象は令和8年3月31日までに取得したものとなります。あわせて、本措置の名称が「ZEV導入促進税制」に変更されます。

自動車税種別割に係る課税免除の期間が延長されました

環境負荷の小さい次世代自動車の取得を税制面から支援するため、電気自動車等を取得した場合に初回新規登録を受けた年度及び翌年度から5年度分の自動車税種別割を免除する措置を、5年間延長します。対象は令和8年3月31日までに取得したものとなります。あわせて、本措置の名称が「ZEV導入促進税制」に変更されます。

◆対象となる自動車

- 電気自動車(EV)
 - プラグインハイブリッド自動車(PHV)
 - 燃料電池自動車(FCV)
- } = ゼロエミッショ�이너클
(ZEV)

【お問合せ先】
東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066 (平日9時~17時)



4月広報事項⑭

【件名】

自動車税環境性能割に係る臨時的軽減の期間が延長されました

【内容】

自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を9月延長し、
令和3年12月31日までに取得したものが対象となります。

自動車税環境性能割に係る臨時的軽減の期間が延長されました

自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を9月延長し、
令和3年12月31日までに取得したものが対象となります。

◆令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車の税率

燃費基準達成度等	登録車 (新車・中古車)
電気自動車等	非課税
★★★★かつ令和12年度燃費基準85%以上達成※	
★★★★かつ令和12年度燃費基準75%以上達成※	1%
★★★★かつ令和12年度燃費基準60%以上達成※	2%
上記以外	3%

※令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。

軽減後の税率

→

登録車 (新車・中古車)
非課税
1%
2%

【お問合せ先】
東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066（平日9時～17時）



4月広報事項⑯

中小企業者向け省エネ促進税制～法人事業税・個人事業税の減免～

【内容】

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

中小企業者向け省エネ促進税制



東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kWh以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラーレンタル） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都県事務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・主税局課課税部法人課税科指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・主税局課課税部個人課税科指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

4月広報事項⑯

【件名】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う申告所得税等の申告期限の延長について

【内容】

令和3年2月2日(火)、国税庁より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限について、令和3年4月15日(木)まで延長する旨の発表がされました。

詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

所得税の確定申告期限の延長に伴い、都においても、個人事業税の申告期限を令和3年4月15日(木)まで延長します。

詳細については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う申告所得税等の申告期限の延長について



令和3年2月2日(火)、国税庁より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限について、令和3年4月15日(木)まで延長する旨の発表がされました。

詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告延長 国税庁

検索



所得税の確定申告期限の延長に伴い、都においても、個人事業税の申告期限を令和3年4月15日(木)まで延長します。

詳細については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

東京都 主税局

検索



4月広報事項⑯

【件名】

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難な方に対する猶予制度があります

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により都税の納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する制度があります。

詳細は、所管の都税事務所徴収課又は支庁総務課にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難な方に対する納税の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のようなケースに該当する場合は、徴収猶予の制度があります。

例えば・・・

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が大幅に減少した
- ・納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかり、多額の費用を要した
- ・消毒作業などで、備品や棚卸資産を廃棄したなど、財産に相当な損失が生じた
- ・納税者の方が営む事業について、事業を廃止し、又は休止した

●対象：全ての都税

(自動車税環境性措置、狩猟税等を除く)

●猶予期間：1年間

●延滞金：全額免除

●担保：不要

詳細は所管の都税事務所徴収課又は支庁総務課にご相談ください。

